

再生エネルギーに関する規制の更新

2025年10月

作成者: **Yamada Consulting & Spire Vietnam**

用語集

技術用語	
BESS	バッテリーエネルギー貯蔵システム
DPPA	直接電力購入契約
FiT	フィードイン・タリフ
PPA	電力購入契約
測定	
MW	メガワット
kWh	キロワット時
その他	
EPTC	電力取引会社
EVNNPT	国家電力送電公社
EVNNLDC	EVN国家負荷調整センター
MOC	建設省
MoIT	産業貿易省
MONRE	自然資源・環境省
NSMO	国立電力システムおよび市場運営株式会社
PC	人民委員会
PDP	電力開発計画

ベトナムのエネルギー分野における規制の動向

2025年の1月～8月の8ヵ月で、ベトナム政府は再生エネ投資プロセスの全5ステージを支援する**10件の新たな**法律文書を発行した。特に、政府計画とシステム統合に重点が置かれている。各段階への文書の影響の詳細は、以下のスライドに記載されている。

	ステージ1: 政府計画	ステージ2: 投資政策	ステージ3: 投資家選定	ステージ4: 建設と開始	ステージ5: システム統合
規制当局	分類により異なる	MoIT、首相、PC	MoC、MONRE、MoIT	MoC、MONRE、MoIT	EPTC、EVNNPT、EVN、NSMO
主な責任	地域の自然、社会、経済的な条件について、プロジェクトの実現可能性と技術仕様を評価するための徹底的な調査を実施し、既存の計画に新規プロジェクトを統合する。	- 投資家は、前段階で計画されたプロジェクトの開発承認を求めため、関連書類を提出 - 関係者とプロセスは、異なる要因に応じて変動	- 責任当局は投資家選定プロセスを行う - このステージで選定された投資家は、当初の投資政策承認を提出した投資家と異なる場合があります	- ベトナムにおけるプラントのライフサイクル全体にわたる法的遵守と円滑な運営を確保するため、ライセンスの包括的なリストが必要 - これらの許可証は複数の当局によって規制されている	- この手順は、PPA（電力購入契約）およびDPPA（詳細計画承認）の承認前に実施する必要がある - 再生エネ発電所は、規模に応じて関連当局（EVNNPT/RPC）と協力し、計画に従って国家送電網への接続を実施します
2025年発行の法律文書	768/QĐ-TTg 1509/QĐ-BCT 1415/QĐ-TTg	58/2025/NĐ-CP	214/2025/NĐ-CP	05/2025/TT-BCT	57/2025/NĐ-CP 988/QĐ-BCT 1508/QĐ-BCT、1824/QĐ-BCT

2025年発行の法律文書

政府の政策改革への強いコミットメントの下、電力に関する一連の重要な文書が承認・発行され、再生エネ企業への投資環境の改善に大きく寄与した。

	種類	公式番号	発行日	施行日	タイトル
ステージ1	決定	768/QĐ-TTg	2025年4月15日	2025年4月15	2021年から2030年までの期間における国家電力開発計画の調整を承認し、2050年までのビジョンを定める
	決定	1509/QĐ-BCT	2025年5月30日	2025年5月30	2021年から2030年までの期間における国家電力開発計画の改定実施計画の承認（2050年までのビジョンを付す）
	決定	1415/QĐ-TTg	2025年6月30日	2025年6月30	ベトナムの電力産業開発戦略（2030年まで）及び2050年までのビジョンを承認する
ステージ2	政令	58/2025/NĐ-CP	2025年3月3日	2025年4月15	電気法における再生エネおよび新エネ開発に関する複数の条項の詳細規定
ステージ3	政令	214/2025/NĐ-CP	2025年4月8日	2025年9月1	電気工事法（請負業者選定に関する部分）の条項及び実施措置の詳細規定
ステージ4	通達	05/2025/TT-BCT	2025年1月2日	2025年3月15日	電気の送電、配電および測定システムに関する規定
ステージ5	政令	57/2025/NĐ-CP	2025年3月3日	2025年4月15日	再生エネ発電設備と大規模電力消費者の間の直接電力取引の仕組み
	決定	988/QĐ-BCT	2025年4月10日	2025年4月10	2025年における太陽光発電所の電力発電価格帯の承認
	決定	1508/QĐ-BCT	2025年5月30日	2025年5月30	2025年における風力発電所の電力料金帯の承認
	決定	1824/QĐ-BCT	2025年6月26日	2025年6月26	2025年における洋上風力発電プロジェクトの電気料金帯の承認

[ステージ1] 政府計画

- 決定第**768/QĐ-TTg**号、第**1509/QĐ-BCT**号、および第**1415/QĐ-TTg**号により、改訂されたPDP8が施行された。
- ベトナムは、再生エネとグリーンエネルギーの**拡大を積極的に**推進し、PDP8で改定された目標通り、2030年までに**1.7~2.7倍**、2050年までに**1.4~1.7倍**の容量拡大を目指し、システム安全性と手頃な電気料金を確保する。
- 2030年までに、政府施設と住宅の半数が自家消費用の**屋根設置型太陽光発電**を導入し、全国電力網への供給は行わない予定である。

電力容量開発計画（単位：MW）

電源の種類	2023	元のPDP8 2030	改訂PDP8 2030	オリジナルPDP8 2050	改訂版PDP8 2050
合計（輸入と屋根設置型太陽光発電を除く）	79,570	150,489	183,291 - 236,363	490,529 - 573,129	774,503 - 838,681
再生可能エネルギー	21,664	42,986	74,048 - 114,144	304,569 - 363,859	498,364 - 533,704
太陽光発電	13,332	12,836	46,459 - 73,416	168,594 - 189,294	293,088 - 295,646
陸上および沿岸風力発電	7,777	21,880	26,066 - 38,029	60,050 - 77,050	84,696 - 91,400
洋上風力発電	-	6,000	6,000	70,000 - 91,500	113,503 - 139,097
バイオマス発電、廃棄物からエネルギーへの転換、その他の再生エネ源	199	2,270	3,009 - 4,881	6,015	7,077 - 9,561

出所: Vietstock、首相、情報通信省（MoIT）

[ステージ2] 投資計画

政令第137/2013/ND-CP、通達第16/2017/TT-BCT、決定第39/2018/QĐ-TTgおよび第13/2020/QĐ-TTgを統合。政令第**58/2025/ND-CP**は、再生エネ発電投資の支援を促進し、建設コストを削減し、効率を向上させる。

新エネルギー開発に関する優遇政策の適用条件および期間（第2章第6条）

条件	a) プロジェクトは、100%のグリーン水素、100%のグリーンアンモニア、または100%のグリーン水素とグリーンアンモニアの混合物を使用して電気を発電する； b) プロジェクトは国家電力システムに電力を供給する； c) プロジェクトは、各種類の新たなエネルギー発電方式において初めてのものとする。
優遇措置	a) 基本建設期間中（ただし、着工日から3年を超えない期間）の海域使用料の免除。基本建設期間の免除期間終了後、9年間にわたる海域使用料の50%減免。 b) 基本建設期間中（ただし、着工日から3年を超えない期間）の土地使用料及び地代免除。免除期間終了後は、投資法及び土地法に基づき、土地使用料及び地代の減免が実施される； c) 貸付元本返済期間中、最低70%の長期契約電力出力を確保するが12年を超えないものとする。ただし、投資者と電力購入者の合意がある場合を除く。この仕組みは、プロジェクトに関連する理由、需要側の要因、または発電された電力の完全消費を妨げる電力システムの技術的条件により、約束された最低発電量を達成できない場合には適用されないものとする。 d) 本条項のa及びcに定める期間経過後、優遇措置の適用は、その有効期間終了時で有効な法的規定に従うものとする。

出所：Decree No. 58/2025/ND-CP of the Government: Detailing a number of articles of the Law on Electricity on Renewable energy and New energy development

[第3段階] 投資家選定

2025年8月4日 付 け 政令第214/2025/ND-CPは、政令第63/2014/ND-CPおよび第25/2020/ND-CP、通達第11/2019/TT-BKHDTを補足し、再生エネ投資家の契約者選定における法的・財務的独立性を確保し、入札プロセスの透明性を向上させることを目的としている。

請負業者選定に関する入札法の 実施措置 (第1条第2項)

- 国家入札ネットワークシステムへの登録;
- 請負業者選定の時期
- 入札活動における情報開示
- 請負業者管理

- **能力と経験**の評価または財務評価において、入札者が複数の種類の優遇措置の対象となる場合、各評価基準に最も有利な優遇措置のみが適用される。
- すべての参加入札者が同一の優遇措置に同等に該当する場合、またはいずれの入札者も優遇措置に該当しない場合、比較および順位付けの目的で優遇措置の計算は不要とする。
- 混合入札パッケージの場合、優遇措置の適用は、入札者が提出したコンサルティング、物品供給、建設の各要素に関するすべての提案書に基づいて行われる。入札者は、提案書に国内コンテンツ(コンサルティング、非コンサルティングサービス、**ベトナム産品**、または建設)が、入札パッケージの総額の**25%**以上を占める場合、優遇措置を受ける権利を有する。
- 入札者は、自身および提供する商品またはサービスが、**2023年入札法第10条第1項に定める**優遇対象のカテゴリに該当することを**証明しなくてはならない**。

請負業者選定における優先措置の原則(第5条)

出所: [Decree No. 214/2025/ND-CP of the Government: Detailing a Number of Articles and Implementation measures of the Law on Bidding regarding contractor selection](#)

[ステージ4] 建設と検査

通達**05/2025/TT-BCT**号は、通達25/2016/TT-BCT号、16/2017/TT-BCT号および30/2019/TT-BCT号を改正し、電力網統合の**技術基準**を定めている。この通達には、特定の電力網周波数範囲における安定性を確保するための最低運転時間の枠組みや、出力制限リスクの低減、太陽光および風力発電プロジェクトの電力網接続の安全性を確保するための基準が含まれている。

電力システム周波数範囲に基づく風力発電所および太陽光発電所の電力に基づく最小運転時間（第4章第40条～第43条）

電力システム 周波数範囲	- 送電網に接続された風力発電所および太陽光発電所、および配電網に接続された設置容量30MWを超える風力発電所および太陽光発電所の発電設備 - 配電網に接続された設置容量1MW以上～30MW以下の風力発電所および太陽光発電所	- 中電圧レベル以上の配電網に接続された、設置容量1MW以下の風力発電所および太陽光発電所 低電圧レベルで配電網に接続された太陽光発電システム
47.5 Hzから48.0 Hz	10分	-
48 Hzを超えるが49 Hz未満	30分	30分
49 Hzから51 Hzまで	連続発電	連続発電
51 Hzから51.5 Hz	30分	30分
51.5 Hzから52 Hz	01分	-

出所：MoIT

[ステージ5] システム統合（1/3）

政令57/2025/NĐ-CP号は、2024年7月付政令80/2024/NĐ-CP号の欠陥を補完し、ベトナムの競争力のある電力市場を強化した。この政令は、価格の上限を設定し、参加者を拡大し、バイオマスを追加し、屋根上太陽光発電を支援し、ネットゼロ追跡を簡素化することで、エネルギーコストを削減し、2050年ネットゼロ目標に近づけることを目的としている。

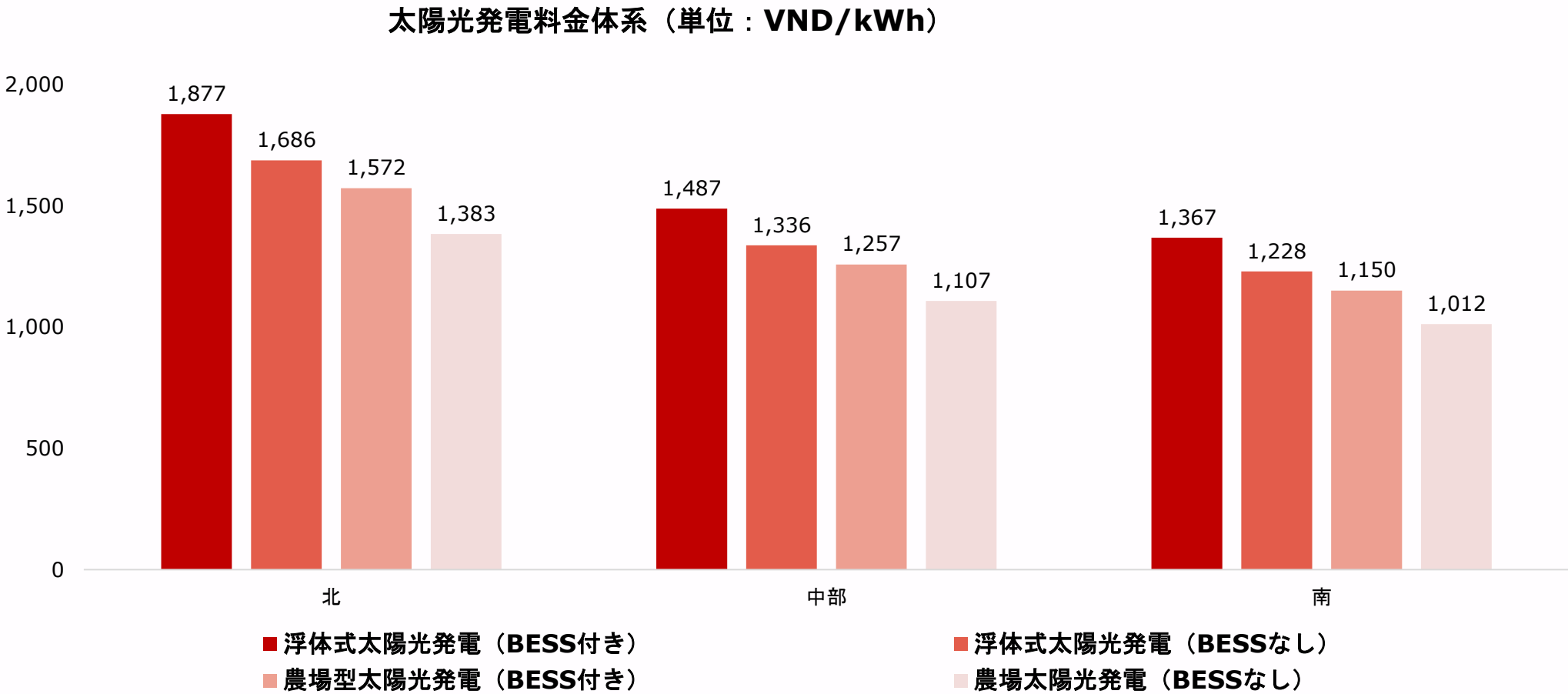
政令57号と政令80号との比較

対象	政令80	政令57	影響
月間消費量要件	月間消費量が200,000 kWh以上かつ、生産に22kVを超える電圧を使用する場合	200,000 kWh/月以上であることのみを基準とする	市場状況に応じて省が調整可能
「大規模電力利用者」に対する柔軟性	消費量のみで定義	省は市場状況に応じて基準を調整できる	送電網の整備を促進し、障害を撤廃し、市場柔軟性を向上させる
バイオマス発電の包含	風力と太陽光のみが許可される	バイオマスを適格なエネルギー源に追加	再生可能エネルギーの促進、廃棄物処理の支援、エネルギー安全保障の強化
地域電力会社の参画	明確な規制なし	地方のEVN子会社がDPPAに参加可能	供給者の多様化、市場競争力の向上
民間回線による太陽光発電	明確な規制なし	明確に定義され、許可されている	太陽光発電の透明性と管理を向上させる
第三者による電力販売（送電網経由）	特定の規制なし	EVNは特定の地域において第三者への販売を最大20%まで許可	市場参加を促進し、エネルギー安全保障を支援
直接電力販売価格の上限	上限価格なし；当事者間で交渉	直接送電網接続による価格は、最も高い再生可能エネルギー価格を超えてはならない	価格の暴騰防止、透明性の確保、大規模電力ユーザーの保護
月次電気料金の支払い	月次計算と支払い	旧規則と同様	手続きの簡素化、管理コストの削減、透明性の確保

出所：TheSaigonTimes、政府

[ステージ5] システム統合 (2/3)

北部における浮体式太陽光発電とBESSは、決定**988/QĐ-BCT**号に基づき最も推奨されており、南部よりも37.3%高い最高料金が設定されている。これは、送電網の負荷増加、土地の不足、および信頼性要件によるものである



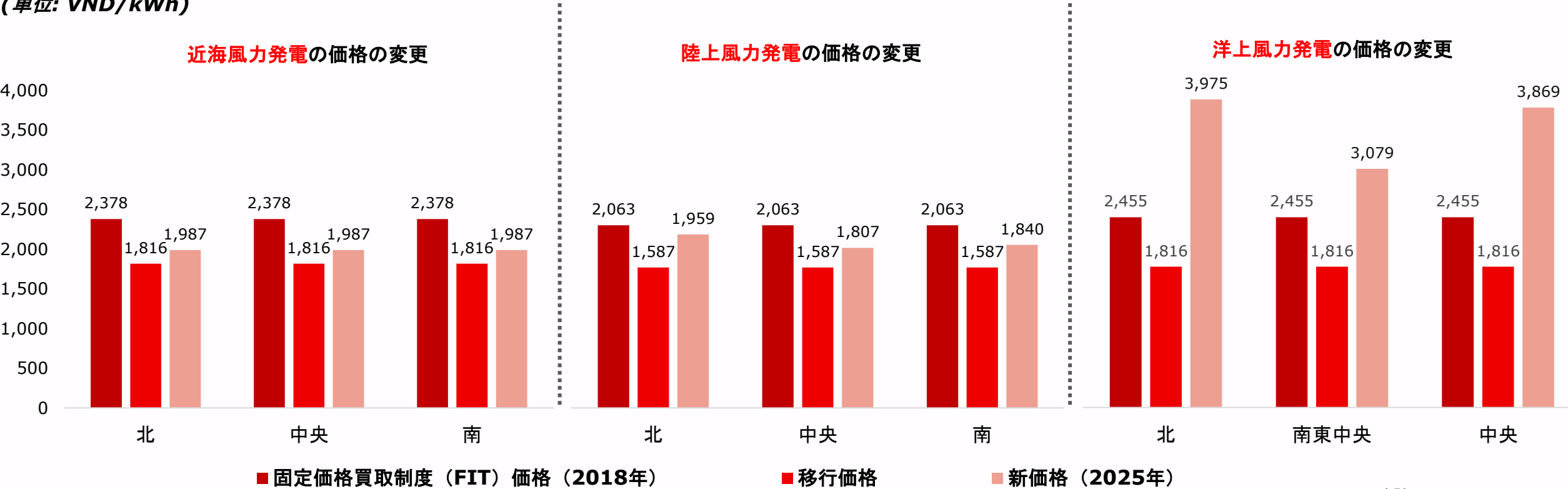
出所 : MoIT

[ステージ5] システム統合（3/3）

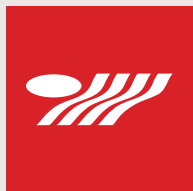
以前の料金と比較して、**決定第1508/QĐ-BCT**で発行された移行料金は、陸上風力発電で最大23%、沿岸風力発電で9%上昇した。一方、2018年の固定料金（FiT）と比較すると、それぞれ5～12%と16%の減少となった。新たな枠組みは、特に季節的な供給不足に直面する北部ベトナムで、停滞していたプロジェクトの再開を促進し、投資を誘引する。

2025年6月26日、工業・貿易省（MoIT）は**決定第1824/QĐ-BCT**を承認し、投資家の電力購入契約（PPA）交渉を可能にするため、洋上風力発電の料金上限を設定した。戦略的地域（北部と中部を含む）を優先するこの措置は、EVNと発電事業者への財務的な負担を招く可能性がある。

（単位: VND/kWh）



出所：FPTIS、MoIT



YAMADA CONSULTING & SPIRE

重要なお知らせ:

- 本資料に記載されている情報は、顧客に対し、サービス利用の可否を判断するための内部利用を目的として提供されるものであり、情報の提供は、いかなる取引またはコンサルティングサービスに関する契約の締結またはその申し出を構成するものではありません。
- Y&Sを含むいかなる者も、本情報の内容の正確性、完全性、有効性を保証または表明せず、また、本情報の内容が与えるいかなる影響についても責任を負いません。
- 本資料に含まれるすべての情報の権利はY&Sに属します。本資料の受領者は、Y&Sの事前の書面による同意なしに、本資料および本資料に含まれる情報を複製、再生産、開示、または第三者に配布することはできません。

ありがとうございます！

Yamada Consulting & Spire Vietnam

<https://www.yamada-spire-vn.com/>